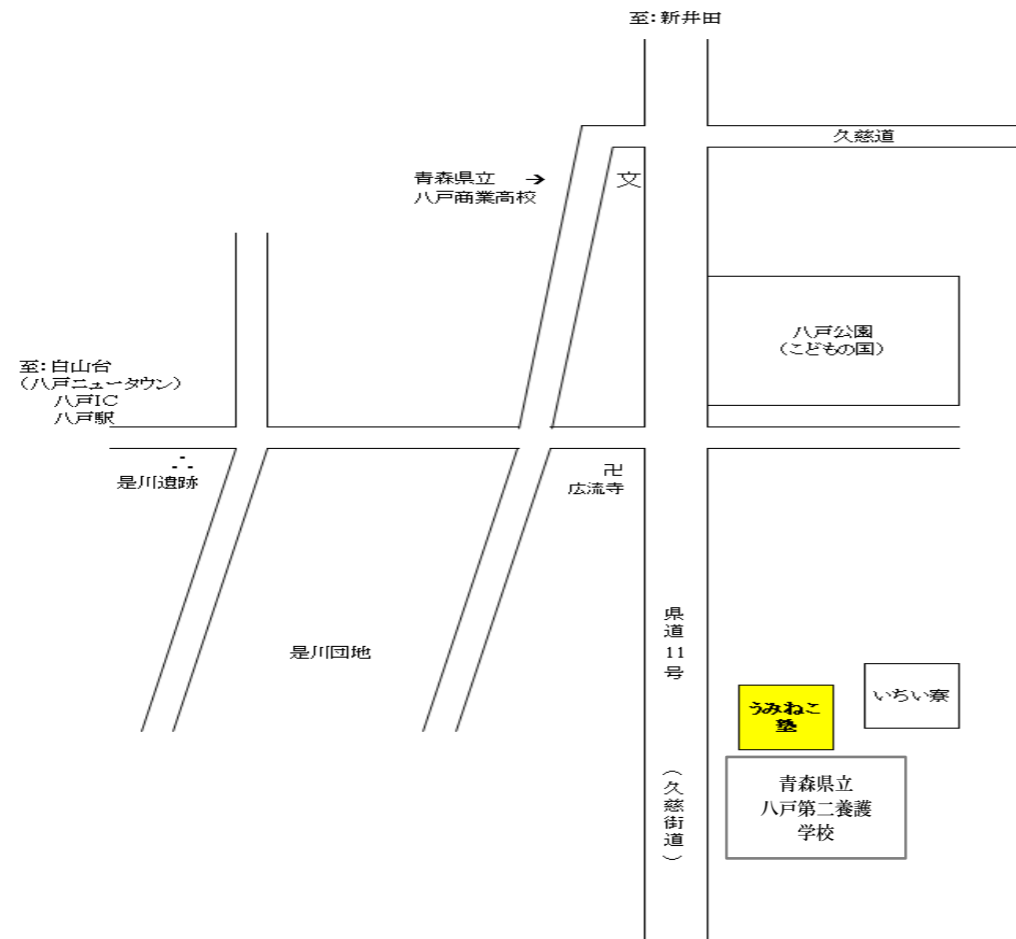


## ○交通案内



### [交通機関]

- ・ タクシー  
J R 八戸駅から約25分  
J R 本八戸駅から約20分
- ・ 南部バス  
大野線 (こどもの国行き・田代経由)  
「中央通り」バス停から「八戸第二養護学校前」バス停下車
- ・ 市営バス  
是川団地行き  
「中央通り」バス停から「こどもの国通り前」バス停下車後、徒歩約25分



社会福祉法人八戸市社会福祉事業団

放課後等デイサービスセンター

# うみねこ塾



〒031-0815 青森県八戸市大字松館字水野平20番地5

TEL : 0178-96-1020 FAX : 0178-71-8387

HP: [https://www.hsfj.or.jp/umineko\\_juku/](https://www.hsfj.or.jp/umineko_juku/)



## ○塾概要

事業種別	放課後等デイサービス
利用定員	1日当たり10名まで
利用対象児童	市町村より「受給者証」の交付を受けている原則7歳から18歳の就学児
定休日	土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3
営業時間	学校ありの場合、11:00～19:00 長期休暇・休校日（平日）の場合、9:00～17:00（延長あり）
事業開始年月日	2020年4月1日

## ○塾の基本方針

利用者の生活能力の向上、社会との交流を図ることができるよう、利用者の特性や環境に合わせて、適切で効果的な訓練及び支援を行うことを基本方針とします。

## ○塾での生活

- ・うみねこ塾では、本人・保護者のニーズに応じて「体力・運動強化コース」「生活スキルコース」「学習主体コース」の中から主たるプログラムを選択していただき、そのプログラムに基づき、集団支援・個別支援を行います。
- ・集団生活の中で、基本的な生活能力の向上を目指します。
- ・家庭との連携を密にし、子どもの健やかな成長を促します。
- ・余暇活動や外部講師を招いてのスポーツ教室、絵画教室、書道教室、言語訓練等、様々な活動をプログラムの中に取り入れ、自己選択しゆったりと楽しみながら取り組んでいきます。

時間	平日	長期休暇（月～金）
9:00～10:00	—	来所受け入れ、検温、身支度等
10:00～12:00	—	宿題・選択コースプログラム
12:00～13:00	—	昼食
13:00～15:30	下校・受け入れ、検温、宿題 課題、 余暇活動、おやつ 金曜日は13:30～15:00 言語訓練	余暇活動・おやつ 金曜日は13:30～15:00 言語訓練
15:30～17:00	選択コースプログラム （月）絵画教室（火）書道教室 （木）スポーツ教室	選択コースプログラム （月）絵画教室（火）書道教室 （木）スポーツ教室
17:00～18:00	余暇活動	帰宅準備・お迎え
18:00～19:00	帰宅準備・お迎え	※17時までのお迎えとなります。

※うみねこ塾では、ご契約時又は個別支援計画作成時に「体力・運動強化コース」「生活スキルコース」「学習主体コース」の中から保護者の方に選択して頂き、プログラムを実施していきます。

外部講師を招き、月曜日に絵画教室、火曜日に書道教室、木曜日にスポーツ教室、金曜日に言語訓練を行っています。

## ○塾の苦情解決体制

提供したサービスに係る利用者又は保護者、その他の当該利用者の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置し、苦情解決、虐待防止の為の体制を定めております。

- ・苦情解決、虐待防止対応責任者 管理者1名
- ・苦情受付、虐待防止受付担当者 主任、児童指導員各1名

## ○ご利用案内

相談支援事業所への相談（サービス利用計画）



お住いの各市町村へサービス利用手続き及び「受給者証」の交付申請・交付



放課後等デイサービスセンターうみねこ塾でご契約頂き、プログラムコースを選択（個別支援計画書作成）



放課後等デイサービス利用開始

## ○利用日数及び利用料

- ・1か月のうち何日放課後等デイサービスを利用できるかは、各利用者によって異なります。利用可能な日数を「支給量」といい、交付を受けた受給者証に記載されています。支給量は、受給者証交付申請の際に各市町村と相談のうえ、各利用者に合わせて決定します。
- ・放課後等デイサービスの利用料金の9割は各市町村が負担します。よって、ご利用の際には1割を負担していただくことになります。更に、世帯の所得によって「上限額」が定められていますので、その上限額以上はお支払いしていただくことはありません。（上限額を超えてしまった場合、超えた分は各自治体が負担します。）上限額に達しない場合は、ご利用料金の1割負担となります。

世帯所得	利用料金負担上限額
非課税（生活保護受給・市町村民税非課税）	0円
世帯が市町村民税世帯で市町村民税所得割額が合計で28万未満	4,600円
上記以外の場合（世帯収入が概ね890万以上の世帯）	37,200円

※その他の費用として、お弁当代・おやつ代、行事費等実費がかかる場合があります。